

大治町建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町が発注する建設工事の請負業者の格付の方法及び基準について定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付は、当該年度の入札参加資格審査申請者のうち、次の各号に掲げる建設業者（以下「業者」という。）について行う。

- (1) 土木工事業業者
- (2) 建築工事業業者
- (3) その他工事業業者

(格付の方法)

第3条 格付は業者の区分に従い、次の方法により行う。

- (1) 土木工事業業者及び建築工事業業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評点（「建設業者の経営事項審査結果通知書」。以下「総合評点」という。）により、それぞれ4段階に格付する。
- (2) その他工事業業者は、総合評点により3段階に格付する。

(業者の格付基準)

第4条 格付の基準は、業者の区分に従い別表により行う。

(格付名簿と有効期間)

第5条 格付したときは、格付名簿を作成する。

2 格付の有効期間は、格付を実施した日から次の格付が実施される日の前日までとする。

3 格付後に入札参加資格審査申請があった場合は、町において必要と認めるものについては、その都度格付を行う。なお、この場合における格付の有効期間は、残余の期間とする。

(雑則)

第6条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、大治町工事等請負業者指名審査会にて協議し、町長が決定する。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 土木工事業者

等級	総合評点
A	800点以上
B	700点以上 800点未満
C	600点以上 700点未満
D	600点未満

2 建築工事業者

等級	総合評点
A	1,000点以上
B	700点以上 1,000点未満
C	600点以上 700点未満
D	600点未満

3 その他工事業者

等級	総合評点
A	700点以上
B	500点以上 700点未満
C	500点未満